

大阪公立大学医学部附属病院長選考規程

(令和3年12月8日 大阪公立大学医学部附属病院長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医学部附属病院長の資格、資質、能力)

第2条 大阪公立大学医学部附属病院長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 医療法10条の2に規定された病院の管理者としての要件を満たす医師であること。
- (2) 日本国の医師免許を有すること。
- (3) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ医学部附属病院における診療活動を適切かつ効果的に運営することができること。
- (4) 新大学の開学を迎えるにあたり、医学部附属病院の今後の明確なビジョンを持ち、強いリーダーシップを発揮できること。
- (5) 医療安全確保のために必要な資質、能力を有していること。具体的には医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること。
- (6) 組織管理能力など、病院の管理運営のために必要な資質、能力を有していること。具体的には当院または当院以外の病院での組織管理経験、病院経営能力及び高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質、能力を有していること。
- (7) 心豊かで信頼される医療人の育成に貢献できること。
- (8) 新たな医療進歩のため、高度の医療技術の開発及び評価、並びに臨床研究の推進に貢献できること。

(候補者の推薦)

第3条 大阪公立大学医学部附属病院長選考会議（以下、「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者を大阪公立大学医学部附属病院長候補者（以下、「候補者」という。）とする。

- (1) 選考会議委員を除く医学研究科の教員のうち医学部附属病院の部長又はセンター長である者から5名の推薦を受け、かつ本人の同意を得た者
 - (2) 選考会議委員を除く医学部附属病院及び医学部・附属病院事務局の職員のうち課長代理級以上の者から5名の推薦を受け、かつ本人の同意を得た者
- 2 選考会議は、前項の規程により推薦されたる者以外に2名以内を本人の同意を得て推薦することができる。
- 3 前2項に規定する推薦は、大阪公立大学医学部附属病院長候補者推薦書（様式第1）に本人の同意書（様式第2）、本人による所信表明書（様式第3）、及び履歴書（様式第4）を添えて、選考会議に対して行う。
- 4 前項に規定する推薦にあたっては、教職員は複数の選考対象者の推薦者になることはできない。
- 5 選考会議は推薦を求めるにあたり、病院長に求められる要件について前条に基づいた具体的な内容を公表するものとする。

(選考方法)

第4条 選考会議は、前条により推薦を受けた者を基に、提出書類等により審査を行い、病院長候補者として選考する。

2 選考会議は、選考にあたりプレゼンテーションや面接を、推薦を受けた者に実施させることができる。

(選考結果の報告)

第5条 選考会議の議長は、選考結果を速やかに学長予定者に報告する。

(施行の細目)

第6条 この規程に定めるもののほか、大阪公立大学医学部附属病院長の選考に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

○大阪公立大学医学部附属病院長候補者推薦書

様式第2 (第3条関係)

○同意書

様式第3 (第3条関係)

○所信表明書

様式第4 (第3条関係)

○履歴書